

平成27年第2回
笠間市議会定例会会議録 第5号

平成27年6月12日 午前10時00分開議

出席議員

議長	22番	藤枝	浩君
副議長	10番	野口	圓君
	1番	田村泰之	君
	2番	村上寿之	君
	3番	石井	栄君
	4番	小松崎	均君
	5番	菅井	信君
	6番	畑岡洋二	君
	7番	橋本良一	君
	8番	石田安夫	君
	9番	蛭澤幸一	君
	11番	飯田正憲	君
	12番	西山	猛君
	13番	石松俊雄	君
	14番	海老澤	勝君
	15番	萩原瑞子	君
	16番	横倉きん	君
	17番	大貫千尋	君
	18番	大関久義	君
	19番	市村博之	君
	20番	小藺江一三	君
	21番	石崎勝三	君

欠席議員

なし

出席説明者

市	長	山口伸樹	君
副	市長	久須美	忍君

教 育 長	今 泉 寛 君
市 長 公 室 長	橋 本 正 男 君
総 務 部 長	塩 畑 正 志 君
市 民 生 活 部 長	山 田 千 宏 君
福 祉 部 長	櫻 井 史 晃 君
保 健 衛 生 部 長	友 水 邦 彦 君
産 業 経 済 部 長	山 中 賢 一 君
都 市 建 設 部 長	竹 川 洋 一 君
上 下 水 道 部 長	藤 枝 泰 文 君
市 立 病 院 事 務 局 長	打 越 勝 利 君
教 育 次 長	園 部 孝 男 君
消 防 長	橋 本 泰 享 君
会 計 管 理 者	中 庭 要 一 君
笠 間 支 所 長	大 月 弘 之 君
岩 間 支 所 長	岡 野 正 則 君
保 険 年 金 課 長	田 村 一 浩 君
保 険 年 金 課 長 補 佐	根 本 由 美 君
建 設 課 長	市 村 勝 巳 君
建 設 課 長 補 佐	鬼 澤 美 好 君
総 務 課 長	野 口 文 男 君
危 機 管 理 室 長	西 山 浩 太 君
総 務 課 長 補 佐	岡 野 裕 君
市 民 活 動 課 長	岡 野 洋 子 君
市 民 活 動 課 長 補 佐	橋 本 祐 一 君
財 政 課 長	石 井 克 佳 君
契 約 検 査 室 長	赤 上 信 君
環 境 保 全 課 長	石 川 耕 二 君
環 境 保 全 課 長 補 佐	滝 田 憲 二 君
企 業 誘 致 推 進 室 長	久 野 穰 君
企 画 政 策 課 長	後 藤 弘 樹 君
学 務 課 長	小 田 野 恭 子 君
指 導 室 長	金 澤 彰 君
学 務 課 長 補 佐	堀 越 信 一 君
教 育 企 画 室 長	小 薬 進 君
子 ども 福 祉 課 長	渡 部 明 君

出席議会事務局職員

議 会 事 務 局 長	石 上 節 子
議 会 事 務 局 次 長	飛 田 信 一
次 長 補 佐	渡 辺 光 司
主 査	若 月 一
主 幹	神 長 利 久

議 事 日 程 第 5 号

平成27年6月12日（金曜日）

午 前 1 0 時 開 議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

午前10時00分開議

開議の宣告

○議長（藤枝 浩君） 皆さんおはようございます。

ご報告申し上げます。ただいまの出席議員は21名であります。本日の欠席議員は17番大貫千尋くんであります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の会議に、地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者及び議会事務局職員の出席者は、お手元に配付いたしました資料のとおりであります。

議事日程の報告

○議長（藤枝 浩君） 日程についてご報告申し上げます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（藤枝 浩君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、5番菅井 信君、6番畑岡洋二君を指名いたします。

一般質問

○議長（藤枝 浩君） 日程第2、一般質問を続けます。一般質問につきましては、一括質問・一括答弁方式及び一問一答方式の2方式からの選択といたします。

なお、一問一答方式では、質問項目順に質問し、項目ごとに質問を完結した後、次の質問項目に入っていただくようお願いいたします。また、発言時間は、一括質問・一括答弁方式につきましては質問時間を30分以内とし、一問一答方式につきましては質問、答弁合わせて60分以内といたします。

執行機関には反問権を付与しておりますので、議員の質問に疑問があるときは「反問します」と宣言し、議長の許可を得て質問内容を深めてください。

さらに、議員、執行部ともわかりやすい質問、わかりやすい答弁に努めてくださるよう求めます。

それでは、16番横倉さん君の発言を許可いたします。

○16番（横倉さん君） 16番日本共産党の横倉さんです。通告に従い、一問一答方式で質問いたします。

初めに、国民健康保険制度について伺います。

今、笠間市民の方々から年金の支給は年々減っているのに、税金は上がり、その上消費税8%になって暮らしが本当に大変になった。毎日質素な生活をしているが、葬式や法事があると、本当に年金から支出しなければならず、残りが本当に少なくなって大変だ。また、年金のみの生活ですので切り詰めて生活している状態です。病気になったら心配です。また、非正規雇用の方からは、体を悪くし今失業中です。親のわずかな年金で生活していますが、本当に生活は苦しいです。これは30代の女性です。また、毎月の主人の給料は15万円です。支払いが多く税金にお金が回りません。なんとかしなければと気ばかり焦る一方ですが、なかなか何もできません。これは70歳の女性です。国保税が高い、なんとか下げてほしい、下げてもらえないか、そういう声が寄せられています。そこで払える国保税にし、安心して医療が受けられるよう改善を求めて質問いたします。

まず初めに、国保加入者の現状について伺います。現在の国保加入者の世帯数と人数について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

〔保健衛生部長 友水邦彦君登壇〕

○保健衛生部長（友水邦彦君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

現在の国保加入者の世帯数と人数でございますが、平成27年3月31日現在で、加入世帯は1万3,221世帯、加入者数は2万3,597人となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 国保加入世帯の職業構成はどのように推移しているのでしょうか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 国保加入者の職業分布とその推移でございますが、厚生労働省の資料によりますと、昭和40年度では農林水産業が42.1%、自営業が25.4%、被用者が19.5%、無職が6.6%ございました。

平成24年度でございますが、農林水産業が2.8%、自営業が14.7%、被用者が35.2%、無職が43.4%でございます。

○議長（藤枝 浩君） ただいま、17番大貫千尋君が着席しました。

横倉さん君どうぞ。

○16番（横倉さん君） 国保加入者の世帯の構成というか、職業構成が大きく変わっているのがわかります。被用者の内容をどのように見ているのでしょうか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 被用者の方は会社員の方が多くなっておりまして、これ、ふえているということは非正規が多くなっているのかなと感じているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 私もそのように思います。今、無職者と非正規雇用というか、被用者を含めると約8割になっております。これは国保財政が国保をつくったときよりもかなり財政的には厳しいものになっているのではないのでしょうか。

次に進みます。

国保加入者の収入別分布とその推移はどうなっているのでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 国保加入者の収入別分布の率でございますが、平成26年度におきましての所得範囲で申し上げますと、所得が50万円未満の世帯でございますが、38.2%、50万円以上100万円未満が12.9%、100万円以上150万円未満が13.5%、150万円以上200万円未満が10.8%、200万円以上300万円未満が11.3%、300万円以上が9%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 今、笠間市では100万円未満世帯を合計しますと51.1%というこ

とですね。所得が200万円未満の世帯で75%に達しているのがわかります。

次に、国保滞納世帯の件数と人数及び割合はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 国保滞納世帯の件数と人数及び割合についてでございますが、平成26年度末で滞納世帯は2,324世帯で割合は16.6%となっております。国保は世帯課税のため人数は把握してございません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） わかりました。滞納世帯に対する短期保険証と資格証明書を発行数と、割合はどうなっているのでしょうか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 暑い方は上着を脱いで結構ですのでよろしくお願いします。

保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 短期保険証と資格証明書の発行数と割合でございますが、平成27年度当初で申し上げますと、短期保険証が1,423世帯で10.7%、資格証明書が84世帯で0.6%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） これについては後ほどまた質問させていただきます。

次に、所得別の国保税、それから組合健保負担割合の現状はどうなっておりますか、伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 所得別の国保税、組合健保の負担割合でございますが、40歳代、夫婦、子ども2人の世帯、収入階層別で申し上げますと、給与収入115万円、所得50万円の場合でございますが、国保税は11万3,300円で対収入費9.9%、組合健保は6万7,620円で5.9%。給与収入166万7,000円、所得100万円でございますが、国保税17万5,500円で10.5%、組合健保9万7,980円で5.9%。給与収入240万円、所得150万円の場合でございますが、国保税29万3,100円で12.2%、組合健保13万8,000円で5.8%。給与収入311万5,000円、所得200万円の場合でございますが、国保税35万5,300円、11.4%、組合健保19万3,200円で6.2%。給与収入380万円、所得で250万円の場合でございますが、国保税45万4,600円、12.0%、組合健保19万3,200円で5.8%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） この国保税と組合健保の所得に対する割合を見てもかなりの開きがあります。2倍近いところも相当出ているので、かなり国保税の負担は大変になっているかと思えます。

次に移ります。

国保総収入に占める国庫支出金の割合の推移を伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 国保総収入に対します国庫支出金の割合の推移でございますが、当初予算比較で、平成20年度は29%、平成25年度は26.3%、平成27年度におきましては21.5%となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 本当の個々の基金の数字ですが、前にもこの問題で質問しまして、かなり国民健康保険ができた当初と今を比べてみますと、当初は国保財政というか、基盤が脆弱だということで総収入に占める割合は57.5%。それから今お聞きしましたように、もう20%台になって半分以下になっております。この国庫支出金の割合がかなり減ったことで国保税の負担がすごく大変になっている、ここではっきりしているのではないのでしょうか。

次に、貯蓄ゼロ、貯蓄のない世帯の割合の推移について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 貯蓄ゼロの世帯の割合の推移についてのご質問でございますが、貯蓄ゼロの世帯については把握はできません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 私の方で、「2015年国民春闘白書」のデータですが、1995年、今から20年前、そうしますと10%以下ですね。今13年の統計では2人以上の世帯です。貯蓄を保有していない世帯の割合は31%になっていまして、20年前と比べると3倍以上になっている。これが厳しい現実ではないかと思えます。

今までの質問した中で、やはり国保加入ですか、国保制度の発足したときよりは今の国保に入っている方の経済状況は本当に深刻です。無職者と非正規労働者とか被用者を合わせると8割近いということです。そして所得も減っているということです。国庫支出金の割合をやっぱりここでふやさなければならぬと思っています。

次に、そういう点では、国保税を払いたくても現実的には払えない。滞納世帯がふえるのは自己責任と片づけるわけにはいかないのではないのでしょうか。国民皆保険制度がこのままでは崩壊状態になってしまいます。必要なサービスが受けられるよう、病気を悪化させるだけではなく、感染症の蔓延にも医療が受けられなくなると大変な状況になっております。社会の存続を脅かすことになります。

そこで、この高すぎる国保税の軽減制度の拡充について質問いたします。

市独自の保険税の減免規定の整備の現状と利用者件数はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 市独自の保険税の減免規定の整備の状況と利用者件数でございますが、減免規定の整備につきましては、笠間市国民健康保険税条例第22条で減免について規定されており、それに伴いまして笠間市国民健康保険税の減免取り扱い要綱、後期高齢者医療制度に伴う笠間市国民健康保険税の減免に関する規則並びに東日本大震災

の被災者に対する国民健康保険税の取扱要綱が整備されているところでございます。

件数でございますが、平成26年度は収監者減免が8件、後期高齢者医療制度の制度に伴う減免が65件、東日本大震災の被災者に対する減免が6件で、合計79件でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 滞納世帯の数からすると、まだまだ潜在的該当者は多いのではないかと思います。実効ある制度に改めるべきではないかと思います。この制度についての周知徹底はどのようにされているのでしょうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 減免規定の周知でございますが、減免規定のみならず、国保税や軽減、減免など、国保制度全般が記載されております小冊子等を配布してございます。配布の時期でございますが、毎年3月の保険証の交付の際には小冊子を、8月の本算定時には納付書と国保だよりを郵送し、周知に努めております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） そのほかにも軽減や減免制度はないのでしょうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 今答弁差し上げました三つの規定により運用しているところでございます。そのみでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 減免取扱要綱で、第2の減免基準割合の世帯、これは全世帯の総収入金額が、前年の総所得金額の10分の2未満で、そういう規定があると思うんですが、これはどこに入るのでしょうか。その場合の減免制度は。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 笠間市国民健康保険税条例22条の第3条の当該年中の所得が皆無となった者、またはこれに準ずる者と認められる者を受けまして、減免取扱要綱によりまして世帯全員の所得が前年の10分の2から10分のゼロの割合の場合は、所得割額が8割から全額減免となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 世帯全員の所得が10分の2までならないとこの減免制度を受けられないというのは現実的ではないのではないのでしょうか。こういう減免制度、これまでに受けられた方、どのくらいの件数があるのでしょうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 1件でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 1件というのは余りにも低い数字ではないでしょうか。実態からしたら、本当に、この制度がわからない中で、また低すぎてというか、この10分の2と

いうのはやっぱり現実的ではないのではないのでしょうか。低すぎるということです。

そして、さらに別な角度から私は減免制度の拡充を求めて質問したいと思います。

今、40歳代、夫婦、子ども300万円の世帯の費用というか、国保税や国民年金、それから所得税、住民税、これを計算します。国保税、4人ですので34万5,400円、国民年金2人ですので年間37万4,160円、所得税が2万2,400円、住民税5万5,000円、そしてこれには復興財源も入っていますね。所得税なんかにも。で、1年間見ますと、この税金を引いた可処分所得というか、その額は220万3,040円です。1カ月に直しますと18万3,600円です。

私はこの4人家族、40代で子ども2人という設定で最低生活を社会福祉の方で計算していただきました。そうしますと、最低生活保護基準は月18万8,130円です。このほかに住宅を持っていなければ、上限が月4万6,000円がプラスされたり、教育費の扶助費も部活などで急に出た場合はそれに充当されることになっています。そうしますと、300万世帯で税金を払うと、本当に最低基準というか、生活基準以下の生活に追い込まれるということが出てくるわけです。ですから、こういう点から見ても、やはり実態を見て減免制度を拡充していかなければ、払えない滞納者が出てくるのではないのでしょうか。

次に移ります。

差し押さえ物件の種類と件数と推移はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 差し押さえの物件の種類と件数の推移でございますが、国保税を含めました市税で申し上げますと、差し押さえ物件の種類につきましては、主なものとして預貯金、不動産、給与、生命保険、自動車がございます。差し押さえ件数の推移につきましては、平成22年度が461件、平成23年度が382件、平成24年度が603件、平成25年度が535件、平成26年度が543件となっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） この差し押さえ件数、国保ばかりではないと思いますが、18年度合併当初のころは差し押さえ件数は33件、19年では47件、23年でも382件でしたが、その後震災でちょっと減りましたが、今600件とか500件、ことしは543件ということで、非常に多くなっているというのが、これはやはり滞納者に対する、やはり納税してもらう、差し押さえ件数はどのように今やられているのか伺います。相談の改善が必要ではないかと思うんですが、今やられているこういう差し押さえについての対面相談はどのようになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 滞納者の対応でございますが、滞納者本人または代理人にご来庁いただきまして、収入の状況や生活の状況等を聞き取りいたしまして、調査し、実施して、それぞれの実情に応じてきめ細かに対応しているところでございます。

また、相談窓口につきましても、平日はもとより、毎週水曜日においては午後7時30分

まで、毎月月末の日曜日の午前中にも納税相談の窓口を開設し、柔軟に対応しているところでございます。

以上のことから、今のところの改善する必要はないと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 市民の方は役場にと言いますけれども、1カ月後の税金が払えないので相談に行ったら、もう警察で取り調べられるように、相談というか、対応だったので、もう本当に怖くなって逃げ帰ってきたとか、やっぱりその人が何で困っているか、そこをきちっと聞くことが大事ではないかと思うんです。543件が全部相談できたかというのは、今相談しているということですが、全部相談されているのかどうかはどうなんでしょうか。

今、郵便でどんどん出していますけれども、なかなか市役所に来てもらえない、そういう人には滞納処分をすぐ出して、給料差し押さえ、そういう形もどんどん取られるようですが、やはりその方の困っている状況、失業したり、病気になったり、そういうのがあるとそのまま入院していたりという滞納してしまう。そして滞納すると延滞金が滞納期限からどんどんかかっています。当初14.6%ですが、今は9.1%。それでも今ゼロ金利の中で年率9.1%ですから、払えない人がこの年率になるとどんどん税金は膨らんでいくわけです。そういう中で、この対面相談というのは、子どもがいるとか、仕事が、売上げが落ちてどうしようもないといった場合に、子どもがいれば就学援助制度を使う、または介護で本当にお金がかかって大変で払ってないとか、そういうのになれば、そういう控除の制度とか、いろいろあると思うんですが、そういう点でもっときめ細かい、今のところちゃんとやっているからこれ以上改善するところはないというような回答でしたけれども、私はこういう点ではもっときめ細かい、市役所に来てもらったらなんとか道が開ける、そういうふうな市役所になってほしいと思うんですが、その辺のお考えはどうでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 納税に対します相談でございますが、滞納に至った経緯、状況等も確認しておりますし、また生活状況を、家族構成等についても確認してございます。

また、差し押さえになる方は相談に来ていない方とか、相談に来て誓約はしたけれども、誓約を不履行している方とか、そういった方になっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 結論的にはやっぱり高い国保税を下げないとなかなか解決は難しいのはわかりますね。

次に、医療費窓口負担ですが、これも収入が激減したり、いろいろな事情で窓口負担が大変な方についての一部負担の軽減というものもあるかと思いますが、一部負担の減免制度の利用状況について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 一部負担金の減免制度の利用状況でございますが、平成26年度では5世帯8名でございますが、全て東日本大震災の被災者でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 震災の場合はすごくわかりやすいですね。使いやすい、そういう点ではわかりますが、一般の方が収入がすごく落ち込んでしまった場合、やっぱり手遅れになったりというのが相当出ているのではないかと思うんですが、今5件ということではやっぱり少ないのではないかと思うんです。これもこういう医療負担の減免制度についての周知も国保の要綱でしょうか。どのようにこういう部分についても周知はされているのでしょうか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 先ほどもご答弁申し上げましたとおり、小冊子並びに国保だよりにおいては周知してございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 次に移ります。

国保税滞納者への短期保険証というか、資格証明書の発行がされていると思います。この国保税の短期保険証とか資格証明書が発行されますと、相談に来るためのというふうにも前回もそういう形で短期保険証は出しているということですが、やはりこれが切れてしまったり、税金相談できないとなかなか医療が受けづらい、そして手遅れになる。そうなった場合に、病気は早期発見、早期治療ですし、これは個人だけの問題ではないと思うんですが、そういう点では、短期保険証、資格証明書の発行はやめるべきだと思いますが、どのように考えておりますか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 国保税滞納者への短期保険証並びに資格証明書の発行停止をとのことでございますが、短期保険証につきましては6カ月と3カ月有効な保険証がありまして、それぞれ基準を設け、滞納がある場合に交付しまして、滞納者との面談機会をふやしていくことによりまして国保税納付の促進を図るために行っているところでございます。

また、資格証明書につきましては、再三の面談機会にも応じず、国保税の納税がない悪質な滞納者に対しまして速やかに所定の手続きを行い、発行しているところでございます。

収納率を向上させる上では有効な手段の一つと考えておりますので、今後も短期保険証や資格証明書は発行していく方針でございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 悪質な人も中にはいるかと思いますが。しかし、10%からの短期保険証という人はやっぱり悪質では、そういうはずでは、笠間市民の方はやっぱりお金が

あれば払う善良な方だと思っんですよ。そういう点では、国民皆保険ですし、社会保障として国がだれもが医療が受けられるような制度をつくっているわけですから、こういう短期保険証、資格証明書などは、今有効な手段ということをおっしゃっておりますが、私はやめるべきだと思います。

次に、国保税、なんとしても高すぎる国保税を引き下げてほしい、そういう声が強いわけです。なかなかこの部分については大変な問題ですので、また取り上げるわけですが、今全国知事会から被用者、知事会とか市長会、町村長会、そういう方々から保険料が高すぎる、国保税は協会けんぽ、それから健康組合ですか、社会保険の方から見ると極めて重い負担になっているというのは知事会やなんかでも言って引き下げるような要望も出しているわけですね。そういう点で、国からの国保財政支援のための交付金が予算化されたと思っんですよ、この笠間ではどのようにになっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 国からの国保財政の支援のための交付金についてでございますが、国におきましては平成27年度から低所得者対策として保険者支援制度の拡充で約1,700億円が投入される予定になっております。本市への交付額など、具体的な内容はまだ示されてはおりません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 低所得者対策ということで、低所得者だけでなく、本当に全体的に高いわけですから、この問題では今後も国に要請したり、自治体としても努力していただきたいと思っんですよ。

社会保障の充実ということで消費税がどんどん導入され、値上げになっているわけですが、一向にそれが見えてこない中での27年度は1,700億円ということですが、知事会やなんかでも、協会けんぽにする場合、国の予算で1兆円出せば、1人当たり3万円、4人家族だと12万円の額が安くなるという試算も出ております。そういう点では国保税の引き下げをこれからやっぱりきちっと市としても見据えていただきたいと思っんで、公費拡充を見据えていただきたいと思っんですよ。

2015年笠間市の予算で、国保財政に法定外の繰り入れの金額はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 平成27年度の予算での市の法定外繰り入れの減額理由でございますが、法定外繰り入れにつきましては、国保会計全体の収入、歳入歳出のバランスと現行の保険税率によりまして、不足見込み額を一般会計からの法定外繰り入れにより行ってございます。

平成27年度当初予算におきましては、国保財政調整基金から2,000万円の繰り入れ、及び一般会計からの法定外繰り入れ3,000万円を計上しておりますので、26年度の法定外繰り入

れ額と比較しますと減額にはなってございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 3,000万ということで、財政調整基金の方からも繰り入れているということですが、減額ですよ。やはり知事会でも国にもやっているように、それが出たから市の財政からの持ち出しを減らすということではないと思うんですね。これは国保の上限が77万から81万になったり、収支のバランスで黒字というか、決算が少し上がったのかと思うんですが、高すぎる国保税ですから、法定外の繰り入れをして値下げの方向にしていかないと払える国保税にならない。高すぎて頑張っているんだけども滞納してしまう。そして短期保険証になってしまったりというのがあるわけですので、法定外繰り入れをふやして国保税の引き下げをこれからも求めたいと思うんです。

これ、全県でも相当国保税の繰り入れはどこでも大変なのでやっております。笠間市では繰り入れがやっておりますが、13位ですね。この市の平均、一般会計から法定外繰り入れ、市の段階ですと茨城県では1人当たりですか、1万1,448円、笠間では3,303円ということで、ほかから見ると少ないというのが伺われます。そういう点では、同じ石岡でも倍以上、龍ヶ崎では3倍ぐらいに一般会計からの法定外繰り入れを行っています。そういう点では、これは国保世帯の43%、半分近いわけですよ。ですから皆さんの納めた税金ですし、退職したら国保加入になるわけですから、そういう点ではこういう対策というか、安心して医療が受けられる、暮らしていける、そういう制度をきちっとつくっていかなければならないと思うんです。そういう点では、繰り入れを財政調整基金も2,000万ですか、ことしは入っていますが、3月見込みで65億です。多少この額は動いていますが、合併特例債、来年合併して10年ですが、やはり合併特例債かなり交付されるお金が減るということですが、減らされてはやっていけないということで、今合併算定替は6割は保証するという事になっておりますので、この財政調整基金の活用は1世帯1万円でも1億3,000万でできますからね、そういう点では検討していただきたいと思います。そういう点では、国への要請ですね、市長会でも努力されて国への国保の予算をふやすようにやられているとは思いますが、笠間市としても法定外の繰り入れをふやす、収支バランスをとるというよりは、やはり減らすための繰り入れをしていただきたいと思うんですが、その検討する考えがあるか、ぜひ検討していただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 一般会計から法定外繰り入れの検討でございますが、国民健康保険事業に要します費用につきましては、原則として50%の公費負担と50%の保険税で賄うことになってございます。国保会計の歳出におけます医療費の伸びについては、高齢化や高度医療技術の進展によりまして高くなっている状況でございます。一方、歳入では、所得の落ち込みや低所得者への軽減制度の拡充によりまして国保税が減少している状況でございます。大変厳しい状況になっているところでございます。

本来であれば、不足分を税率改正で賄うところですが、加入者に対しまして大きな負担を強いることになることから、27年度では一般会計から繰り入れ基準に基づきます5億8,591万5,000円のほかに、市独自の国保税負担緩和分として、先ほどから出ています3,000万円を繰り入れる予定でございます。国保税の緩和分の繰り入れは、本来趣旨から反するため、繰り入れを増額しての保険税の引き下げは今のところは考えてございません。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） ちょっと残念です。

次に移ります。

国保財政運営が都道府県に今度移管されるのが法律で国会で通りました。これについての、国保税が上がるのではないかと、そういう点の引き上げ、徴収強化になるのではないかとということで、国保の都道府県移管について、何か今の時点でお考えありましたら。

○議長（藤枝 浩君） 保健衛生部長友水邦彦君。

○保健衛生部長（友水邦彦君） 県に移管されることでの懸念される事項でございますが、国保の構造的な問題の解決に向けまして、平成30年度以降、都道府県が財政運営の主体となりまして市町村と共同で国保の運営を進めることになっております。

都道府県におきましては、医療費や所得水準に応じて収納必要額を決定し、標準保険料率を示し、市町村はこれを参考にしまして保険税を決定することになります。

市町村の役割は、保険税を決定し、賦課徴収することになるため、県に国保事業運営が移管されることによって、直接国保税の引き上げや徴収強化につながるものではございません。今後も医療費抑制策や国保税の収納率向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 医療費の抑制となると、なかなか入院してもすぐ退院させられるということになっては困ります。徴収強化にならないようにぜひ頑張ってくださいと思います。

以上で国保の問題は終わりにして、次に移らせていただきます。

災害に強いまちづくりについて伺います。自然災害対策について伺います。

近年、短時間で強い雨が降る日数が頻繁にふえています。1日で50ミリ以上降る日が近年ふえていること、その降り方は短時間、1時間ぐらいのうち、それでも30分ぐらいで50ミリを超える雨量があるということが今頻繁に起きているのが現状です。

笠間市における気象データでは、1日50ミリ、降水量の日数を1976年から2014年のデータで見ますと、1976年から1984年では50ミリ以上降る日数は2.6日、1985年から1994年では4.6日、1995年から2004年は10.7日、そして2005年から2014年では12.5日、だんだんふえております。

1時間最大降雨量、この40年間の上位5位のうち、最近の10年間で1位、3位、4位、5位と四つも入っているんです。今述べましたように、最近想定外といわれることが日常

的に起こっているような気象データから明らかになっております。

そこで伺います。昨年の集中豪雨や台風などによる家屋の浸水や道路の冠水箇所等の安全対策や具体的実施計画はどうなっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

〔都市建設部長 竹川洋一君登壇〕

○都市建設部長（竹川洋一君） 横倉議員のご質問にお答えいたします。

防災上の観点からは、家屋の浸水への安全対策といたしまして、昨年の集中豪雨や台風による被害が発生した箇所を教訓といたしまして、気象情報、また、メディア情報をもとに、早期の避難準備に関する呼びかけ、また、迅速に実施する対応をしまいたいと考えております。また、早急な整備が図れない道路の冠水箇所につきましては、通行止め等によりまして通行の安全を確保してまいりたいと思います。

具体的に実施計画といたしましては、市民生活に影響を及ぼす箇所の市街地を中心に、浸水対策整備を進めているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） いろいろな所があって市街地を中心にやるということです。

次に移りますが、排水路の改修ですね、短時間に降るとマンホールからあふれ出てしまう。そういう点では、洪水にならないような所でも床上浸水とか床下浸水が起こっているわけですね。そういう点では、排水路の改修が欠かせないのではないかと思います。排水路の改修とか側溝、用水路の拡張の見直しやなんかについてはどのように考えているか、計画があるか、お伺いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 排水路の改修、側溝、用水路の拡張や見直しについてのご質問でございますけれども、特に浸水被害を解消する目的から、市民の生活に影響がある市街地を中心に、地域からの要望を踏まえ、笠間地区においては平成22年度より排水路の改修等を実施してまいりました。下市毛地内では、JR水戸線横断箇所を改修したことで上流の浸水箇所が解消されており、全体では8カ所の浸水箇所に対し、改修等の対策を検討しているところでございます。

また、平成26年度には友部地区の八雲、美原地内において、排水路対策の調査を実施したところでございます。本年度は実施に向けた排水の整備計画を進めるとともに、流末などの関係者と調整を図りながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 実施計画がされたということで、ぜひ早急にやっていただきたいと思っております。

そのほかにも危険箇所というか、日常的なチェックをしなければならない箇所がどんどんふえてきているのではないかと思います。そういう点での日常的なチェックと管理と対

策について伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 危険箇所の点検といたしましては、昨年発生いたしました広島県の災害を受け、がけ崩れや土石流の恐れがある市内の急傾斜地の危険点検及び危険箇所を含む行政区への区長等への個別に注意喚起を実施したほか、土砂災害発生を想定した市職員による避難所開設訓練も昨年実施したところでございます。

また、本年度におきましても、平成27年度、土砂災害に対する全国統一で防災訓練を6月7日に実施したところでございます。内容といたしましては、茨城県では大雨警報が発令され、その後、土砂災害、がけ崩れが発生したとの想定で、県との情報伝達を行いながら急傾斜地の被災状況を確認、また、現場写真の撮影や災害報告の調書を作成するなど、災害発生時における情報伝達の訓練を実施したものでございます。

今後におきましても、想定訓練を計画的に実施し、パトロールなどの強化、並びに洪水や土砂災害のハザードマップによる市民への啓蒙活動を図ってまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） ありがとうございます。大きい川は比較的整備されているかと思いますが、市内を流れる大小河川の土砂堆積や草木等の繁茂への対策についてはどのように行っているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 市内を流れる大小河川の土砂の堆積や草木等の繁茂への対策でございますけれども、堆積した土砂の撤去や河川敷の草木等の伐採について、河川維持事業として対応しており、緊急性や必要性に考慮し、順次実施しているところでございます。

また、河川愛護事業等により市民参加の河川清掃や草刈りをお願いしているところでございます。昨年度は涸沼川などの河川において大橋地区や箱田地区などの土砂の撤去工事、また、随分附地区や大古山地区の河川敷の伐採などを実施してきたところでございます。本年度につきましても、現地を確認いたしまして、県の方へ要望してまいりたいと考えております。

なお、堆積した土砂の撤去工事では発生した土砂の受け入れ先の確保が課題となっております。受け入れ先が決まった所から実施しておりますので地元の皆様方のご協力をお願いしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 横倉さん君。

○16番（横倉さん君） 雨の降り方がこれまでと大分違っているわけですので、やはりこういう繁茂とか土砂の堆積が大きな災害に結びつくかと思えます。ぜひ全力を尽くして対策に取り組んでいただきたいと思います。

次に、友部小学校の排水路改修の取り組みの状態はどうなっているか伺いたいと思います。友部小学校は拠点避難所6カ所の一つになっているわけですね。雨が降るとひざぐらいまでなってしまったということが何回もありました。そういう中で、去年、おとし、この問題をこのままにはできないということで、私も取り上げ、早速校庭のかさ上げはしていただきました。大分違うわけですが、基本的にはこの排水路の改修をしなければならないということでご答弁をいただきました。その後の検討の計画をするということになっておりますが、どういう進捗状況になっているか伺います。

○議長（藤枝 浩君） 都市建設部長竹川洋一君。

○都市建設部長（竹川洋一君） 近年では、雷雨時に発生する集中豪雨が増加傾向にあり、市といたしましても、教育環境の安全の確保、拠点避難所としての役割が果たせるよう、平成26年に小学校の駐車場のかさ上げ工事を実施したところでございます。さらに、周辺排水路の改善を図るべく、排水路改修を目的とした現地調査を実施したところでございます。

本年度は昨年度の現地調査をもとに、効率のよい排水処理を実現できるよう改修案を確定させるとともに、排水流末の雨水受け入れについても十分に検討してまいります。教育環境のよりよい安全を確保するとともに、拠点避難所としての役割が果たせるよう対応してまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 一部確定したということですので、早急な取り組みをしていただきたいと思います。教育環境の現場ですし、拠点避難所ということもありますから、どうぞよろしく願いいたします。

最後に、市の防災体制について伺います。

近年、気象庁の情報も複雑化しております。注意報や警報はもとより、特別警報が加わったり、記録的大雨短時間情報、土砂災害警戒情報等々ふえています。これらを理解し、適切な判断をし、市長に的確なアドバイスが出せることが必要とされています。笠間市では、そういう点で日ごろ万全の態勢をとっているかと思えます。一生懸命やられていると思いますが、その態勢について、担当課、それから担当者の人数とか、業務配置人数とか、そういう点を含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

〔総務部長 塩畑正志君登壇〕

○総務部長（塩畑正志君） 16番横倉議員のご質問にお答えいたします。

市の防災体制につきましては、笠間市地域防災計画に基づきまして、平常時における災害の予防、災害発生時の応急対応から災害復旧計画に至るまでの防災体制により災害対策に当たっております。その中でも災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、災害対策本部の組織やその下部組織となる全庁的な各部、班の体制とそれらの分掌事務を取り

決め、市の全機能を発揮し、災害発生の防御や応急的な対策を実施することにより、災害拡大を最小限に防止すべく備えているところでございます。

さらに、地域防災計画を職員の対策活動や緊急時の行動面において補完するために、災害発生からおおむね6時間以内に全職員がいかなる対策に当たるかを示した「災害時職員初動体制マニュアル」を策定し、災害対策に当たっております。常時災害対策に当たっておりますのは危機管理室2名ということになっております。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君。

○16番（横倉きん君） 今気象庁の情報というのかなり複雑になっている。その対策を、まず初めに危機管理室から情報を出すわけでしょうから、知識と経験がものすごく問われるかと思えます。そういうものを異動とか何かを伴っても、ぜひこの知識や経験が皆さんの共有されるような、そういう取り組みでこれからもしっかりやっていただきたいと思えます。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（藤枝 浩君） 横倉きん君の質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。11時10分に再開いたします。

午前10時59分休憩

午前11時11分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

○12番（西山 猛君） 12番西山でございます。通告いたしております1、暴力団排除条例の施行とその効果について。中項目（1）施行目的及び定義について。小項目①本条例の施行目的とは何か。一問一答方式にて質問いたします。よろしくお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

本条例の施行目的とはとのご質問でございますが、条例制定の背景としまして、国は平成3年に対立抗争や民事介入暴力などの暴力団員の反社会的行為による被害から国民を守ることを目的として、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法を制定いたしました。

茨城県におきましても、暴力団が関与した傷害致死事件等も発生したことから、平成22年9月に暴力団排除条例を制定したところでございます。この県条例には市も県とともに暴力団排除に取り組むことが規定されました。このような状況下で県からの要請も踏まえ、笠間市においても県と協力して暴力団の排除に取り組むための条例を制定したものでございます。

本条例はこのような情勢にかんがみ、これらの不安要因を排除するため、市、市民及び事業者の取り組むべき責務を示すとともに、相互に連携し、一丸となって市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保と社会経済の健全な発展に寄与することをこの条例の目的としております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 国や県がやったから市もやったんですね。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 平成23年条例制定以前に、石岡市内で県議選のときに選挙事務所に保冷車が突入し、市民をひいて死亡させるというような凶悪かつ卑劣な事件を引き起こし、複数の暴力団関係者を逮捕したというような事件が身近で起きております。こうした状況を踏まえまして、相互に積極的な連携を図りつつ、一丸となって市民の生活や事業活動の場から暴力団を排除し、市民の安全で平穏な生活の確保のために、警察からの要請もありましたけれども、市の暴力団排除条例を制定するというところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 笠間市内で何がありましたか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 条例制定当時、笠間署管内には、県内に五つの組織が勢力を伸ばしつつありました。これらの暴力団は縄張りを持っておりまして、この縄張りの中で暴力団という組織の看板として活動する者や、実態を隠ぺいしながら公共事業など請負業者への介入、不動産売買介入、あるいは債権取立入など、不透明化を進めた資金源活動を活発に行っていたというような情報も警察の方からいただいております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 県の許可、さらには市の許可に絡む事業に暴力団が関与していたということを、多分今部長のきれいな答弁の中に含まれていたのかなと思っております。

笠間市暴力団排除条例は12月14日可決されております。そして翌年の4月、新年度4月1日施行ということになっておりますが、なぜその期間があったのか教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 条例を制定したこと等によりまして、市はもちろんですけれども、市民あるいは事業者等に対しましてもそれぞれの責務が発生してきますので、それらの周知期間ということで条例を制定してすぐに施行というのではなく、その内容を周知させるための期間ということで期間を設けてございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 周知徹底という大変いいことだと思いますが、関係者、つまり暴力団あるいは市民、事業者双方周知ということですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 周知というのはこの条例を公布するという事で公にしたという部分と、もう一つは市の広報において広く市民に情報を提供してきたという事でございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 質問と答弁が違うでしょ。答弁が違うでしょ。どっちもかって聞いている。どっちもかって聞いている。

○議長（藤枝 浩君） 担当部長。

○市民生活部長（山田千宏君） 広報の内容は全ての方がごらんいただけるような状況で広報しておりますので、その区別はしていません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） わかりました。①終わりにします。

②同条例第2条の定義について、（1）から（4）までの説明をお願いいたします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 暴力団排除条例の第2条の定義についてのご質問でございますが、第1号の暴力団でございますが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、いわゆる暴力団対策法で、暴力団とは、その団体の構成員が集団的または常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長する恐れがある団体となっており、その要件は組織構成員の中に一定率の犯罪経歴者が存在していることと、暴力団が構成する組織の威力を利用して資金集めをしていること、組織内部に組織を維持するための規律があることなどでございます。

次に、2号の暴力団員でございますが、暴力団対策法で第2条第6号に規定されている暴力団の構成員、つまり暴力団にまたは常習的に暴力的不法行為を行うことを助長する恐れがある団体の構成員となることとされております。

次に、3号の暴力団員等でございますが、茨城県暴力団排除条例では、暴力団員及び暴力団員でなくなった日から5年経過しない者となっております。

次に、4号の市民等でございますが、条文のとおり市民及び事業者ということとなっております。市民とは市内に居住を有する者のほか、市外からの通勤者や通学者など、市内における滞在者も含まれます。事業者とは事業を行う者をいい、個人事業者も含まれるものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） （1）暴力団対策法という言い方をしましたが、これの第2条第2号、これはどういうことですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 暴力団員は法第2条第6号に規定する暴力団員をいうということでございます。

○12番（西山 猛君） 質問が違うんだって。第2条第2号と言ったんだ。いいです。議長。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 質問に対して答弁できないようなんですが、結局、この条例をつくったときにその上位法があつて、あるいは県の指導があつたりとか、県警の指導があつたりとかということで条例ができ上がっていると思うんですよ。その際に、今言っているように、第2条第2号って何よ。第6号って何よと言ったときに全体がわかってないんです。つまり、笠間市のことがわかっていないんです。わかっていないんです。だからこの条例があいまいなままなんです。

さて、これからこの条例に基づいていろいろご質問したいと思うんですね。よろしくお願ひします。それでは②を終わりにしましょう。

中項目（2）笠間市建設工事等入札参加資格審査基準要綱についてということで、これ、要綱ですね。これの①本要綱のうち、同条例がかかわる部分ほどの点にあるか、これをお伺ひいたします。この排除条例がかかわる部分、この要綱のどこにかかわってくるのかお聞きいたします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

本市で、暴力団に対する市民の安全で平穏な生活の確保などを目的としました条例を定め、また、入札に関しましては要綱により指名除外や入札参加資格での減点措置を定めております。

笠間市建設工事等入札参加資格審査基準要綱のうち、笠間市暴力団排除条例がかかわる部分は、要綱の別表第1の主観点数の評価方法でございまして、本要綱では入札の参加業者の資格審査において暴力団員や暴力団とのかかわりにより指名除外を受けた場合には等級格付を決める際の主観点数の点数を減点することとしております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは逆に、この資格基準の要綱から、逆にこの条例に見て、条例のどの部分の関係してくるか。逆にですよ。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） この条例の中では第7条にございまして、公共工事等にかかわる措置ということで、市は公共工事その他の市の事務または事業により暴力団を利用することとならないよう、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする、ここにかかわってくる。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） もう一つ、12条、暴力団の威力利用の禁止、これはどうですか。

- 議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。
- 総務部長（塩畑正志君） この部分もかかってきます。
- 議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。
- 12番（西山 猛君） それでは、笠間市建設工事等入札参加資格ということで、「等」という中にはここにも書いてありますが、趣旨のところではありますが、一般競争や指名競争あるいは随意契約に係る業者ということになります。建設業はわかりましたが、そのほかに何がありますか。
- 議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。
- 総務部長（塩畑正志君） 委託ですとか物品の購入等も含まれております。
- 議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。
- 12番（西山 猛君） つまり公の予算を受ける側、公と契約を結ぶ立場の人ですね、請負等も含めてですね、はい、そのとおりです。
- かつて、今までこの条例あるいは要綱に基づいて停止や排除や指名が取り消されたりということがありましたか。
- 議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。
- 総務部長（塩畑正志君） 市の方で建設工事暴力団排除対策措置要綱というのがございまして、過去にございました。該当する業者がございました。
- 議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。
- 12番（西山 猛君） 何年何月で、また何社ありましたか。
- 議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。
- 総務部長（塩畑正志君） 平成21年6月に2件、平成23年2月に1件でございます。
- 議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。
- 12番（西山 猛君） 業種、内訳はどうですか。
- 議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。
- 総務部長（塩畑正志君） この業種につきましては、例えばその業種のところに業者が少ない等の場合は、それについて述べることでそのときに排除された業者の利益を損なうことがございますので、それは答弁は控えさせていただきたいと思っております。
- 議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。
- 12番（西山 猛君） よくわかりませんね。公の工事あるいは委託、物品納入を受けた公の契約をした者が何らかの処分を受けた、3件ですか、都合。都合3件ありましたけれども、その内訳、例えば建設業者が1社だとか、委託業者が1社だとか、納入業者が1社だとかということさえ言えないということは、当時公にしたことじゃないんですか。それを今は隠すんですか。
- 議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。
- 総務部長（塩畑正志君） 当時、そのことにつきましては公にはしておりません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ここに副市長以下、笠間警察署刑事課長までの、これ、教育長、教育次長も入っている、各部長、公室長も入っています。総務部長も入っている。当時かどうかは別としてもですね、これは秘密会なんですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） そのことにつきましては内部の会議というような扱いになっております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 条例や審査基準要綱、それから措置要綱、全て公にして周知徹底させておいて、その対象者はベールに包むということ、これ、どういうことですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 当時、このことにつきましては、議会の全員協議会の方では報告させていただいていると思います。ただ、その全員協議会といいますのは笠間市内における内部の会議ということでございまして、その全員協議会は構成につきましても議員のみで構成されているということで、一般市民には非公開で行われているというようなことございまして、このような定例会の場とは違いますので、ここの場でのそのことについての答弁については控えさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 議長に謝ってください。定例会の場は丸だバツだという権利どこにあるんですか。議長の権限です、ここは。まして、全員協議会は開かれた議会のもとで、傍聴もこれから考えなくてはいけないだろうと。委員会もそう。常任委員会も傍聴が必要だろうと。特別委員会もしかり。そういう時代に、それをベールに包んで業者を擁護する、そういう答弁、それも議会のシステムに、この議場ですよ、この議場は議長が全ての権限を持っている。全ての権限を。私も議長の許可を得てここで質問している。にもかかわらず、総務部長、何の権限で今定例会の話をしたんですかお聞きします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 業者名でありますとか、特定の業種とかを公表することによってそれが類推されるということで、それを公にすることは、逆にそのときに指名除外になった業者は、もうそのときに制裁を受けているわけでございますので、それをまた新たに公表するということは、逆に、今善良な市民といいますか、その期間が終わっているものですから、それについて公表するということはやっぱり業者の利益を損ねることがございますので、控えさせていただきます。

〔西山 猛議員「時間稼ぎになっちゃう。全然。何とかしてください」と発言〕

○議長（藤枝 浩君） 議長権限では今の氏名は遠慮させていただきます。それは議長として求めません。

西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そうですか。それでは私の方からお話しします。これ、インターネット中継でライブ中継です。現在ね。これ、全てお話ししましょう。

当時、委託業者、委託業者というのは市が直営しても問題のない、限りなく公共に近い、公に近い業者、これを委託業者といいます。そうですね、間違いありませんね。建設業あるいは物品納入、これは毎回入札をし、厳正なる競争の結果取得していく。大変な努力をしながら、企業努力をしながら入っております。しかし、委託業者については2年や3年、あるいは5年、指定管理者なんかもそうですが、長い契約、あるいは随意契約、続けて契約するとこういうシステムになっております。

そこで限りなく公に近い委託業者B社といたしましょう。B社が、代表者が刑事事件を起こした。よくよく調べたら暴力団の事務所に出入りして影響力を持っていた。この事実は、今の中身から言えば、総務部長の今の答弁からいけば答えられないとなりますが、どうですか。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） そのこのところの答弁は控えさせていただきます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 議長、こういうことになるんです。いくら総務部長がこうやってふさいだとしても、私は市民の代表として、代弁者として、走り使いとして、この笠間市のために、笠間市のためというのは笠間市長も含めてですよ、ためにここで政治生命をかけて質問しているんです。

つまり、そのときに総務部長が言った「一定の制裁を受けた」ということです。ですからそれはゼロベースなんだと。何もなかったことなんだということで、次の、その後の、制裁を受けた、半年の停止だか、3カ月の停止だか、1年の停止だかわかりませんが、その次の入札に参加している。そして落札しているんです。それは随契かもしれませんし、入札かもしれません。それはわかりませんが、何ら問題なく、一定期間の制裁を受けたということで、市側はゼロベースだと、こう言っているんですね。清廉潔白な、今言った何の問題もない一般市民であると、こう言っているんですね。

現在、笠間警察署で調べたところ、その業者の当時の代表者は暴力団の事務所に出入りしているだけではなくて、構成員になっているということ、この事実知っておりますか。当然答えないでしょうね。

○議長（藤枝 浩君） 先ほど申しましたように、議長権限でそれは名前の答弁は控えさせていただきます。総務部長、そのつもりで。

○12番（西山 猛君） 名前じゃなくて。

〔発言する者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 名前でしょ。

〔発言する者あり〕

○議長（藤枝 浩君） 答弁のできる範囲内で。

○総務部長（塩畑正志君） 笠間市としては知りません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 笠間警察署は知っていますよ。というのは、ここにある措置要綱というのは一体何なんですか。この役員は。一体何なんですか。そこで副市長に質問します。一体どういうことですか。

○議長（藤枝 浩君） 副市長、答弁をお願いします。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 今、入札参加資格業者の中に暴力団の関係者がいるとか、ないしは暴力団の関係者と密接にかかわっていると、そういう状況が現時点として確認され、笠間警察署からそういった情報が市の方に来るといような状況になっておりませんので、現時点で、過去に入札参加資格対象の除外手続を取った業者が、そういう関係が暴力団ないしはその構成員と持たれているかということについては、承知しておりません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） よくわからない答弁ですが、要するに、私が何が言いたいかというと、措置要綱を、処分を決める、つまり社会でいったら裁判だ。裁判をやる立場に副市長がトップということは裁判長に近いような立場にいるわけだ。それでそのメンバーとして総務部長から公室長、それから各部長に教育次長、教育次長が入って笠間警察署の刑事課長まで入っている。それで警察から何も言われてないから私は知りません、市は関係ありません。

そうじゃなくて、私が言っているのは、当時ゼロベースにして、その後そのことを何ら、暴力団事務所に出入りしていたよ、代表者が、してたよ。それを代表者かえた。でもそれが、例えば全くの他人であれば、その方がそういうことじゃなくてわからなかったというので新しい社長がその事業を継承する、その際によくよく調べたら問題なかったということはあるかもしれません。しかし、これはこの代表者と現在の代表者、親子関係です。親子関係。知っております。知っているからしゃべらない。知っているから答弁しないの。これが笠間市の実態なんです。これが。笠間警察署は刑事課が直接言っていますよ。暴力団。親子関係です。

となると、先ほどお話ししたように、暴力団排除条例のもとの、ここに戻りますが、12条、暴力団の威力利用の禁止と、ここに私は戻るのではないかなと思うんですね。いかがでしょうか。つまり、この業者B社が仕事をしている。例えば何かのトラブルがあったとする。そのときにあの会社は暴力団非常に関係のある会社なんだと思ったときに、市が許可している委託業者ですよ、思ったときにそれ以上踏み込めない。例えば車同士で衝突があった。つい先ごろもありました。社会福祉協議会でぶつけて逃げちゃった、こんなこと

があってもあんまり表にならない。これが現状です。これが力というもの、これが威力と言います。威力を野放しにしているのが今の笠間市なんです。どうでしょうか。

笠間警察署の関係者、きょうはいないんだろうけれども、笠間警察署の関係者十分わかっていますよ。笠間警察署の関係者がわかっているところでは言っているんだから、もうあしたから、いや、きょうからだ。この会議が終わった後、本会議が終わった後、すぐ、すぐさま行って調べてください。もし、この暴力団関係者でなかったら、それは皆さん言うとおりに、私はわかりませんと通るかもしれない。あったらどうしますか。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 笠間市役所は平成20年4月に、笠間警察署と先ほど来出ている建設業工事から暴力団等がかかわることを排除するための協定書というのを結んでおります。仮に委託契約であろうとも、建設工事であろうとも、いろいろな請負契約であろうとも、そういった有資格者名簿の中に載せてある業者が暴力団と関係している、または密接に関係しているような行為があった場合には、その情報というのは笠間警察署長から市の方に暴力団建設業の排除要綱に基づいて通知が来る、情報が来るようになっています。そういった密接な情報連携というのを笠間市と笠間警察署は築いていると思っています。その連絡がまだない段階で、それ以上のことは何とも申し上げられません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） ですからそれが笠間市のあり方だと何回も言っている。私は市民の代表として今ここで確実な情報を、笠間警察署の刑事課の名前まで出して、個人名まで出しましょうか。それで言っているんです。これが本当、これが情報じゃないですか。いかがでしょう。これ、ライブで全部流れていますよ。どうですか。ここに笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱の中に、第3条指名除外等の措置というところ、これ、みんな市長なんです。市長は何々、市長は何々ということなんです。市長はこうできる、こうなっているんですよ。これ、間違いないですね。そこだけ。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美 忍君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） 間違いございません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） これ以上言っても答弁はいただけない。この環境、皆さん見てわかるとおり、答弁をいただけない状況なのでこれ以上は言いません。ただし、今私は情報を皆さんに流しました。公にしましたので、これについての始末は市の中でお願いいたします。市の中でお願いします。で、結構です。（2）番①終わります。

次に、大項目2、地域振興事業について。中項目（1）市内において合併後地域振興事業の実績及び今後の計画について。小項目①地域振興事業の実績を各地区別に伺う。合併

前の3地区ということをしてしております。よろしく申し上げます。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔市民生活部長 山田千宏君登壇〕

○市民生活部長（山田千宏君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

地域振興事業の各地区別の実績はとのご質問でございますが、友部地区につきましては、下水道処理場の地元還元策として道路整備の一部が残っておりますけれども、合併後実績はございません。岩間地区につきましても実績はございません。笠間地区につきましては、一般財団法人茨城県環境保全事業団によるエコフロンティアかさま設置に伴います福田地区との交渉あるいは受け入れの協議の中で、福田地区の地域振興策、具体的には積極的に住民相談に応じることや地元要望を踏まえた道路整備などを実施するため、エコフロンティアかさま設置に伴う地域振興及び環境保全に関する協定書、いわゆる4者協定を締結し、福田地区の地域振興事業を実施しているところでございます。

合併後の平成18年度から26年度までの実績でございますが、防犯灯電気料、浄化槽設置補助、道路排水路整備などに伴う費用として、2億433万190円を支出しております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 予算は②で質問しようと思ったんですが、予算について。

①のこの内容でいきますと、3地区ということでお話を聞きましたが、唯一笠間地区という考え方でよろしいですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 笠間地区、旧笠間地内ですね、その中の福田地区限定になります。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは①終わりました、②に入ります。

それでは、限定という言い方をしましたが、同事業の原資、予算ですね、内訳を教えてください。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 福田地区地域振興事業の原資はとのご質問でございますけれども、4者協定の4条に規定されております24億円を原資として福田地区の地域振興事業を進めております。この24億円の原資は一般財団法人茨城県環境保全事業団から、最終処分場への当該年度の埋立量に応じて、1立方メートル当たり1,000円の換算により、エコフロンティアかさま地域振興交付金として交付されたものを市において福田地区地域振興整備基金として管理し、地域振興事業の費用として充当しております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） この24億円、福田地区の皆さんにお願いすることできないんですか。つまり、市がかかわらないというわけにはいかないんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

〔西山議員「いかないのかどうか」との発言あり〕

○市民生活部長（山田千宏君） 4者協定の役割分担が明記されておりました、笠間市として行うことになっております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 議長にお願いします。一問一答方式ですから、一つの問いに対して一つの答えだけいただきたいんですね。で、だめなんだということでしょ。市がかかわらないっていうわけにいかんでしょって言ったときに、そのとおりですとなれば、そうしたら、なぜですかと、今の説明すれば。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長に申しあげます。西山議員の質問は市の方が介入できるかできないかの話ですから、その答弁をしてください。

○市民生活部長（山田千宏君） 市で管理しているもので市が実施するものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 毎回、福田地区のこの予算のことについては、いろいろ物議が醸し出されております。24億円の根拠というのものもあるんでしょうけれども、本当に福田地区の地域振興につながるのかどうかということも含めて、これから質問を続けたいと思います。

②を終わりました③に入りますが、資料8、これはことしの2月20日、議会全員協議会で説明したときの資料であります。先ほど部長の答弁にあったように、福田地区振興整備基金ということで総額24億円から充当ということで、平成25年度末現在、基金残高5億9,118万662円と、こう書いてありますね。この事業というのが堂ノ池ふれあい公園整備事業ということで、その概要を説明していただきました。この事業が地域及び市に与える影響とは何か。つまりメリット、デメリット。野暮な質問しました。デメリットってないんですよね。よろしくお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 本年2月20日の全員協議会で説明申し上げました堂ノ池ふれあい公園整備事業の地域及び市に与える影響とのご質問でございますけれども、まず前段としまして、4者協定における市の基本的な役割として地域住民の意向を把握するため、積極的に住民相談に応じること、また、地域振興事業として実施する主な事業の一つとして集会所及び公園施設の整備が規定されております。

また、4者協定締結後に実施した福田地区対策協議会によるアンケート調査においても堂ノ池整備に向けた事業が地元要望として提示されております。過去の経緯として、エコフロンティアかさまの創業当時、建設に伴う賛成・反対といった福田地区を二分する事案がございました。その後、平成21年度に……。

〔西山議員「時間稼ぎやってるんじゃない」との発言あり〕

○市民生活部長（山田千宏君）　しかし、その後平成21年度にエコフロンティアかさま福田地区対策協議会が設立されたことで、地元における対立も解消されております。しかし、以前と比較して……。

〔西山議員「そんな過去の経緯どうでもいいんだっていうの」との発言あり〕

○議長（藤枝　浩君）　市民生活部長に申しあげます。簡潔にお願いします。

〔西山議員「一問一答式だって何回も言ってるじゃない」との発言あり〕

○市民生活部長（山田千宏君）　簡潔にというと中身の説明が漏れちゃうんですけども、そのようなことから住民の交流する機会が減少してきたと。そういった地域の住民の声が多くあったということで、こうした地元要望としての堂ノ池の拠点整備を提示されたところでございます。

市に与える影響としましては、福田地区を含む県、事業団とのより良好な関係が構築できること、市の公園として位置づけることで福田地区以外でも幅広く使用していただく施設としていることから、地域以外との交流による活性化も図ることができ、多くの市民や来訪者に親しまれるいやしの空間づくりにも寄与できるものと考えております。

○議長（藤枝　浩君）　西山　猛君。

○12番（西山　猛君）　議長、真剣に注意してください。本当に。言いわけを聞いているんじゃないんですから。メリットがあるのか、デメリットはないのか。これを聞いているんですよ。今までのことはどうでもいいんです。それは。今この部分の話をしているんです。この部分の、前にいきましょ、前に。振り返っていったらば、今の市長が県議会の話になりますよ。県議会議員のときの話になりますよ。エコフロンティアの建設から始まったら。そうではなくて、今現在、この地域に及ぼす影響、市に与える影響はどういうことなのかということを知っているんです。これから。この事業をすることでどうなのかということを知っているんです。時間がなくなってしまうので、言いわけばかりされても。私はね、俗にいうお役人の言いわけ、認めない。もし、ここで丸バツ、白黒と言っちゃうとひとり歩きして問題が起きる、こんなふうなことなのかなと思うんですね。今のいいです。

答弁の中で、限りなく、限りなくですよ、市は4者協定といいながら、1対1対1対1じゃなくて、どうもその地区の一部の者の意見が通っているような、そんなふうに私は聞こえたんですが、そうではないんですか。

○議長（藤枝　浩君）　市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君）　4者協定と先ほど申し上げましたけれども、茨城県、事業団、市、それと地元の対策協議会、地元の中でそういったことがあるのかということでございますけれども、対策協議会の中では幹事会あるいは総会等で意思決定しております、一方的に、どなたを指しているのかわかりませんが、そのようなことはございません。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 市のポジションはどこかと聞いているんです。市のポジション。この計画は市から提案したんですか、それとも地元から上がってきたんですかということ。上がってきたものに対して、どんな、この事業に対してどういう精査をしたか。どんなふうに。そうするとこれが地域に及ぼす影響、市に与えるメリット、必ず出てくるはずなんです。ないものはやらないんです。違いますか。それを聞いているんですよ。答弁できますか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） メリットがあるかないかと言われると当然メリットはございます。4者協定締結後に実施されましたアンケート調査によりまして、要望が多かった事業、これを平成23年度に対策協議会の総会により地元の総意として決定されております。

24年度から本格的に協議検討してまいりまして、基本構想計画等を策定してきたところでございます。庁内的にも議論を重ねて決定したものでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） それでは、この資料に、これでいうと2ページになりますが、整備後の維持管理については、ごめんなさい、これ、⑥の質問になります。ですから、あいまいですが④を終わりにして、基本方針、これも結構です。⑤も結構。⑤まで終わりにして⑥事業整備概要について伺うということ、ごめんなさい、その後だ。だから⑦運営方法ということで最後に締めたいと思います。

整備後の維持管理費については基金から充当するほか、福田地区以外の者も利用できる市の公園として位置づけることから、市の負担を含め、4者により整備完了までに協議して定める。つまり決まってないんですね。県が持つのか、地元が持つのか、市が持つのか。じゃあ、いいです。これできょうは多くの良識ある市民の皆さんが傍聴に来ております。仮に市がこれを負担していくとしたら、年間どのぐらいの費用でしょうか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 同様の市の現在あります北山公園の管理費用等を参考に計算しますと、400万から500万程度と考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 数字はいいでしょう。400万から500万と言っていますから。市が管理するという可能性。いいですか、基金は福田地区の振興基金から捻出して整備する。それに付随する道路整備なんかは多分市がやってあげたりするのかもしれませんが、運営、今一番問題になっている、廃校になったり、いらなくなった庁舎、倉庫、これの管理運営が大変問題になっております。各地区。そういうことも含めて、管理運営というのは、木1本立ってもこれは大変な費用がかかるわけですから、その点について、笠間市が、あい

まいなんだよね、笠間市が運営するという事は、この運営費を捻出するという事はあるんですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 運営費というか維持管理費を、基本的に先ほど申し上げましたように、基金の方から充当されるわけでございますけれども、福田地区以外の方も利用される公園ということで、市の公園ということで位置づけられますので、詳細はまだどのような負担割合とも何とも決まっておりますが、一部は市の方で負担する方向で検討しております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 福田地区の皆さんが過去にいろいろな問題をしょって、今ここでその問題が成就して、安定した安全な運営がなされているであろうエコフロンティアの関係で、その基金から捻出したもの、それを福田地区の基金だと特定しているわけです。そこはどんなふうに、市民あるいは市外から来た人たちが利用して、どんなふうに管理していくのか。例えばかぎ一つです、かぎ。開け閉めするのにかぎ一つ、だれがどんなふうに持つのか、こんなことも含めて、あいまいなまま、建物を建てればいい、金を使えばいいという考えではないのですか。最後にお聞きします。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 現在もまだ続けておりますけれども、地元対策協議会の中に堂ノ池整備検討委員会というものがございます。その中で、管理についてもどういうふうにした方がいいとか、地元が使いやすい公園だとか、あるいは維持管理、先ほど議員さんおっしゃいましたように、地元の人に例えば花壇の植栽等をお願いしたり、草刈等、そういったものの協議も含めて、管理をどうしていくか、かぎはだれが持つんだというようなお話だと思うんですけれども、指定管理だとか、委託だとか、いろいろな方法もあると思いますが、その決定については、一番初めに申し上げましたように、事業団を含めた4者により協議して決定するという事になっておりますので、詳細についての説明についてはしがたい部分があります。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 金も出せ、人も出せ、口を出すなという今のお話ですよ。市の予算1円でも使えば、われわれ市議会がその用途あるいは額、内容を議論しなければならないと私は思っているんですが、それが負託を受けたわれわれ議員の仕事だと思うんですが、今お話を聞くと4者、そこには市は入るけれども、市議会は入らない。このように思うんですが、直接市議会が入らなくても市の予算を使うんでしょ。だとすれば、市議会は当然知る権利もあるし、それを責任を持って最良の予算の執行をすべくチェックするのが役目だと思っておりますが、いかがですか。

○議長（藤枝 浩君） 市民生活部長山田千宏君。

○市民生活部長（山田千宏君） 当然予算が伴うものですから、4者協定で決定したものを議会の方で審議していただくという手続になります。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） これで大項目2、(1)～(7)までの質問を終わります。

次に、大項目3、畜産試験場跡地利用と笠間市発展についてお伺いたします。中項目で、具体的な計画はどのようになっているのか、もちろんこれは県の所有でしょうから、その辺も含みおきしながら質問します。

①現在の現場の状況についてお伺いします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 12番西山議員のご質問にお答えいたします。

現在の畜産試験場跡地の状況でございますが、雨水排水施設を整備するため、新市町村支援づくり事業、いわゆる10億円事業により調整池整備工事業と放流管路整備工事業を県の事業推進課の所管により、平成25年度から平成27年度末完了に向けて、茨城県開発公社に業務委託し、進めているところでございます。

今回の工事は、将来の跡地利活用を図るために必要であり、調整池整備工事業で発生する掘削土を活用して高低差をなくすため、北側区域17.6ヘクタールの整地も行っているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） そのことはどのタイミングで議会に報告、事後報告でも結構です、ありましたか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 26年11月の全協でご説明させていただいております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 調整池をつくるということは、私も図面等を見せていただきまして、平面図ですね、いただきましてわかっております。ただ、現在のような残土を移動してということは確認していなかったかなと思っております。

それはそれとして、あそこにみどりの広場、これは県から無償で笠間市が借り受けて、整備して、管理して、年に何回かのイベント等も含めて市民のいこいの場として設置されておりましたが、この件はどのようになっていますか。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 現在、みどりの広場につきましては活用を中止しております。それについては、整備した目的としましては、利活用の具体化に向けて動きを促進するために暫定的に利活用したものでございます。その目的というのは、一般に開放することにより、畜産試験場跡地のPRに資するものと思っております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） 一般に開放してPRする、要するに事情を知ってくれよと。こんな一等地があつて、こんな状況で県有地、あるいは一部国有地であつたということを公表しているということですが、いずれにしても、あのときも数百万の予算をかけて整備して、その後も管理しているはずなんですね。その部分を、私非常に思うんですが、無償で借りたから、もともと県のものだから県の言うとおりにしなくちゃいけないんだということ、なんかすごくビジョンがないような気がするんです。こんなふうな中で、今この時間、例えば2年間なら2年間はこんなふうにするんだと。で、3年目からこんなふうやっていくんだと。こんなふうにやってくださいよという、なんかそういうビジョンがあるべきじゃないのかなと思うんですが、今、高低差のどうのこうので、残土の移動しておりますけれどもね。今現在。②今後の計画。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 今後の計画についてですが、畜産試験場跡地利用につきましては、地域に貢献できる利活用とするため、県との協議検討を進めてまいりました。

県においては、具体的な活用に向けた情報を幅広く把握し、地元市の発展に寄与するため、企業など対象を広く持ちながら、跡地の利活用に取り組んでいく考えでございます。

市といたしましては、企業誘致を中心とした跡地の利活用に取り組むため、新規の立地等に対しまして、条件により最大5億円を補助する笠間市企業立地促進事業補助金などの独自の支援制度を実施しております。そのほか、誘致策としては、立地パンフレットやDVD、ホームページなども作成したところです。

今後も県と連携した立地セミナーなどへの参加や企業訪問を続け、企業誘致を積極的に行っていきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君。

○12番（西山 猛君） つまり、企業の誘致のために整備するということですね。当初、当然この畜産試験場跡地利用問題というのは、友部時代から大変政治的にも行政的に課題、大きな問題であつたろうと思っております。そういう中で、新市に受け継いだときも、例えば行政ゾーン、あるいはスポーツエリア、民間エリア、なんかそういうふう大きくくりながら計画があつたと思うんです。そうこうしているうちに県から莫大な費用をかけて今の道路、笠間市が買い受けました。笠間市がああ農地、牧草地を買い上げて今の道路ができ上がっています。そうですね。

その中で、現在またあの形状が変わっております。あそこに特急が停まる友部駅からわずかあの距離で、あれだけの森、自然の森が残っていた所はないらしいですよ。この常磐線沿線。特急が停まる駅、そこからあの距離で自然のすばらしい、いろいろな生き物が生息する森はなかったということ。そういうこと、市民の思いというもの、今後それにかわるもの、はるかにですね、犠牲は必要でしょう。発展するためには。しかし、それにかわるもの、どんなビジョンがありますか。④ということで質問いたします。

○議長（藤枝 浩君） 市長公室長橋本正男君。

○市長公室長（橋本正男君） 市が求めるビジョンとは何かとのご質問でございますが、畜産試験場跡地は市の中央部に位置し、市街地に隣接する大規模用地であり、また、友部駅や北関東自動車道、友部インターチェンジからもアクセスがよく、今後の魅力あるまちづくりを進める上で発展の基盤として重要なエリアであると認識しております。また、市内でも人口が集中する友部地区の市街地で広大な用地を活用した雇用の確保の場としてとらえております。

今後はこのような立地条件を生かして、笠間市の発展に寄与するため、早い段階で地域経済に貢献できるものとして企業誘致を含めた利活用を図っていくことが地域づくりにビジョンとしてつながっていくと思います。

○12番（西山 猛君） 終わります。

○議長（藤枝 浩君） 西山 猛君の質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩といたします。1時より再開いたします。

午後零時12分休憩

午後1時00分再開

○議長（藤枝 浩君） 休憩を解いて、会議を再開いたします。

10番野口 圓君が退席しております。

次に、17番大貫千尋君の発言を許可いたします。

○17番（大貫千尋君） 議長より許可をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。明政会所属、自由民主党17番大貫千尋でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、教育環境の整備状況について。この印刷物では不足があると思うんですが、中項目で教育環境の整備について、ハード面と、2番としてソフト面がありますので、通告違いであれば、甚だ申しわけございません。

まず最初に、通学路を含む子どもたちの通学路とか、学校の環境の問題とか、あとは周囲の問題とか、そういうハード面について、十分な認識がされているかどうか。新しく再任されました教育長に、笠間の現状の小中学校のハード面について、どのような認識をしているかお尋ねしたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 10番野口 圓君が着席しました。

教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 17番大貫議員のご質問にお答えいたします。

まず、いろいろな環境ということなんですけれども、最初の①にあります通学路というところでいきますと、現在、通学路の安全確保につきましては、学校PTA、地域の方々、

また、笠間警察署などの連携によりまして、危険箇所を洗い出し、安全策を講じているところがございます。その取り組みは十分にやっているというふうに思っておりますが、結果としては十分でない部分があるというふうに認識しております。

また、校内環境ですね、そういうところについては、②で死角解消というようなお話もございますが……。

○議長（藤枝 浩君） これ、一問一答式。大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 今、アバウトな形で教育長にお答え願いました。通学路の安全の問題につきましても、なかなか行政側の視点と父兄や地域の方の視点が多少異なる場合があるかと思っております。通学道路の安全確保の問題については、物理的に不可能な部分もあるかと思っておりますが、教育長を初め、教育次長、あとは学校学務課の皆さん方で、地域のPTAの方とか、学校を取り巻く環境の方々と、もしできましたらば年に2回ぐらいのお話し合いや懇談やそういうことをしていただいで、地域住民の父兄の方々の負託におこたえしていただけるような形で進めていっていただけないかと思っております。それに対して。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 取り組みですけれども、この前、石井議員からの質問の答弁に対しまして、平成24年度緊急合同点検を実施して対策を講じなければならない所が70カ所あって、それに対応したところ、67カ所までは対応できたということで、3カ所残っているというような現状がございます。そういったなかなかものですから、教育委員会としましては、25年、26年と学校やPTA、地域の方からいろいろ意見をお伺いしながら、さらに16カ所点検が必要な所がありまして、そういう所に点検をしたところがございます。

そして今年度から、やはり毎年、先ほど議員がおっしゃったように、必要な部分というのは必ず出てくるものですから、「笠間市通学路交通安全プログラム」というものを作成しまして、本年度よりそれを毎年実施していくようにしていきます。これは学校から連絡をいろいろ受けまして、それについて8月に笠間警察署、それから道路管理者、学校、また教育委員会と合同で調査を行いまして、必要な点検を講じていきたいと考えております。それを進めてまいります。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 次に、通学路の安全の確保については、そのような形で定期的に、もしできましたらば、学校関係者とか、PTAの方とか、学校ごとに教育長を初め、皆さんでよく話し合いをして、どのような手立てをしていくかということをよく考えていただいで対応していただければと思います。

次に移ります。

校舎内の死角の解消に対応しているのかということですが、2問目のソフト面にも関連しますが、結局、今いじめ対策やいろいろな問題で皆さん頭を痛めているかと思

ますが、学校内に校長先生、教頭先生、教務主任の先生、いろいろ役柄の方々がいらっしゃるわけです。そういう中で、いじめが行われる場所、いじめの相談が行われる場所、ある程度学校の先生とか、皆さんの目が届かない部分、校舎内で死角が何カ所かあるかと思えます。そういう死角の点検と巡回とといいますか、休み時間とかお昼休み、あとは終業、授業が終わった時間帯とか、そういうものを見回ったり、見聞していただければと思いますが、その対応についてお聞きいたします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 死角についてのご質問ですけれども、学校の敷地内には校舎や体育館等、構造上どうしても教師の目の届かない死角ができてしまうということはやむを得ないところなのでございますが、その対策として五つ考えております。まず、第1点は点検、清掃ですね。第2点は職員の巡回、先ほど議員の方からも出ましたけれども、職員の巡回、第3点としましては、教員の日常の動き、心がけです。そして第4点としまして防犯カメラの設置、第5点としましてパトロールの要請等を考えているところでございます。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 小項目の3に移ります。校舎内にいやしの空間づくりの取り組みと指導について。

以前は、私の子どもころとといいますか、40年、45年前の話になりますが、小学校に小動物を飼ったり、子どもたちが世話をしたりというようないやしの空間というのがあったんですが、今はなかなか小動物の子どもたちに対する病気の感染の問題や休日の世話の問題、そういうことでなかなかそういうものが難しい状況かと思えます。

私のうちに毎年同じ時期に野鳥が、ウグイスが代々というんですかね、親の鳴き方とそっくりのウグイスがここ15年ぐらいうちの庭に来ているんですよ。非常に私も忙しい中であっても、心がいやされるという、そういうことがあります。

特定をいたしまして甚だ申しわけないんですが、地主さんの名前までは言いませんので。私の近くに友部第二中学校という中学校があるんですね。その中学校のグラウンドに面して市道がありまして、市道の左側に余り作物をつくってない畑があるんですよ。これが時期になって、春先、秋先、季節の変わり目に風が吹くと校庭の中にもものすごい砂ぼこりが入ってくるんです。似たような環境というんですか、季節、季節によってそのような環境がある校舎があるかと思うんですね。学校PTA、また、学校の役場の職員を通して、もし、地主さんに牧草でも植えていただけるような協力を願えれば、春先とか秋口に外で運動している子どもたちが土ぼこりを浴びなくても済むのかなという気持ちでございました。そういうことが、あとは校舎内に木陰、日陰があれば、子どもたちも夏暑いときに過ごせる環境、そういう環境づくりについてどのような考え方でいらっしゃるのかお尋ねいたし

ます。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） ただいまの質問でございますが、環境が人をつくるとよく言われます。学校がどのように整備されているかによって、そこで学習、生活する児童生徒の情緒の安定に影響を与えるということだと理解しております。

議員が先ほどおっしゃったような、いやしの空間といいますか、そういうことも本当に児童生徒の情緒の安定によい影響を与えるということで理解しておりますし、各学校もそれぞれ特徴を生かした、工夫した取り組みをやっていらっしゃるところでございます。環境のいろいろ構成につきましては、それぞれ学校によって施設、設備違いますので、それぞれ工夫してやっていらっしゃるのですが、例えば校庭に児童生徒とともに花壇をつくったり、あるいは教室の中に学級文庫を設置したり、花を生けたり、植物を育てたり、あるいは金魚など小動物を育てるなどというのも工夫と言えます。

また、保健室に養護教諭が手づくりの掲示物をつくって、あるいはぬいぐるみを置いたり、そのような温かい雰囲気をつくったり、また、廊下には花を飾ったり、トイレなんかもそうですね。それから学校内に談話スペースや読書スペースを設けている学校もございます。

先ほど、小動物のお話がありましたが、小動物につきましては、小学校で4校がウサギを飼育しております。また、1校がチャボを飼育しております、これは心のいやしという部分で大変効果がありますし、また、命の大切さを学ぶ上でも非常に大事な環境となっております。

学校の周りの環境でございますが、幸いなことに、市内の学校の方で、逆に学校の方の苦情ということが上がる場合もあるんですね。学校からほこりが飛んできて洗濯物が汚れるとか、部活動の際の吹奏楽の音が非常にうるさいとか、いろいろあるところですけども、今のところそういうところが出ておりませんで、地域から温かく見守られているなどということを感じているところでございます。学校は地域の中の一軒家でございますので、周り、隣近所、向こう三軒両隣仲良く生活するというのも基本におきまして、これからも地域とともに環境構成をしながら効果を上げていきたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 教育次長とか教育長さんは、消化業務については、課長を初め、職員になるべく適正な指導をやっていただいて、教育長とか教育次長さんは教育の現場をたまにのぞきに行ったり、環境を見に行ったりしながら、子どもたちの今置かれている環境をまた違った角度から見ながら、笠間市内の大事な財産でもあります子どもたちを健全に育成するような方向づけにハード面の整備をしていっていただきたいと思います。

2問目に入ります。

食の重要性の前に、一つ抜けている、書いたつもりなんです、一般通告の質問にはないんですが、難しい質問ではないので一言お答えをいただければと思います。

先だって、明政会としまして笠間市の姉妹都市であります赤穂市に行ってまいりました。そのときに三菱の工場で長年お勤めになって退職されて、観光案内のボランティアの人がついていただきまして、市内の観光の場所、いろいろな所を見せていただきました。

その中で一つ私が感心しましたのは、山鹿素行という儒教をもとにした儒学者があつた当時おりまして、赤穂に滞在しておつたわけですね。大石内蔵助が14歳のときに山鹿素行さんにいろいろ教わって、姉妹都市を結んだ赤穂市と笠間市は、笠間時代に浅野氏がいたのは大石内蔵助のおじいさんの代らしいです。そういう歴史的な関係の中で、山鹿思想が47人の志士を生んだ原点になるんだよというお話をその観光の案内の方がされておりました。さらには、山鹿素行の哲学や考え方が吉田松陰が学ぶもとになり、明治の新しい維新をつくったと。これを見てくれなきゃだめなんですよということで、70近いおじいさんが一生懸命説明していただきました。なるほどなど私も感心したわけなんです。

それで教育長を初め、教育次長にお答え願えればとは思いますが、過大な答えは結構ですので、考え方だけお聞きしたいんですが、基本的に、地域や市や町や村がよくなっていくのには共通した一つの思想や哲学が、要するに、市長を初め、議員初め、一般住民の方々にあるとスピードが速いんですね。そういうことの中で、以前友部町時代に茨大の長谷川先生のご指導で友部学ということ、ここにいる議員では石松君と私たち中心になってやった経過があつたんですが、合併になってしまって、それが頓挫した形でおります。できますれば、ソフト面の充実ということで学校関係者初め、市長初め、職員初め、我々一般住民も含めた中で、何か一つ笠間市をよくしていくための共通認識があればと思うんですが、具体的なお答えは結構ですが、もし考えがあればお聞かせ願いたいと思います。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 教育長、答弁できますか。教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 合併後、笠間市は新たに教育目標を立てまして、それに基づいて教育を推進しているところでございます。まずはそこが一つのよりどころになると思っております。

また、先ほど議員からいろいろ歴史的なお話がありましたが、そこも非常に大切なことでありまして、教育の「縦直し」といいますか、この「たて」は縦横の縦でありまして、縦につながってきた今までの歴史というものを振り返って大事にしていかなければならないと、そこは感じているところでございます。そこを大事にして、これまでの笠間の歴史、それを十分踏まえた形でさらに10年先、20年先を見越した教育の推進をしてまいりたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。

食の重要性に対する認識について。食の重要性に対しての認識。最近、四、五年前から注目は受けていたんですが、ここ一、二年の間に世界的に思考形態というか認識がされた問題、それは私たちの体の中の腸内細菌の問題ですね。一般的には腸内フローラと呼ばれております。世界的に。腸の中の腸内細菌というのは、皆さんがほんとかよという驚きもあろうかと思いますが、平均、グラムにして2キロあるそうです。2キロ。数にするともすごい数で数で表現できない。その腸内細菌を取り巻く環境の中に、脳の次に神経細胞が多いのも腸だそうであります。今、日本の3大学、国立大学でもそのことを真剣に研究し始めました。

簡単に言いますと、皆さん驚くかもしれないんですが、牛舎に牛が20頭おりますね。食欲があってお乳をたくさん出す優秀な牛。食欲がなくてやせっぽちで乳を出せない牛。驚いたことに、元気な牛の腸内細菌、汚い話なんです、ふんです、腐敗状態をとめて、蒸留水で薄めたふんを弱っている牛に戻してやると。そうすると四、五日のうちに乳量がふえるんですね。もっと驚いたことにはマウスですね。臆病なマウスと元気なマウスがいますが、元気なマウスの腸内細菌を臆病なマウスに移してやることによって、そのマウスが元気になっちゃうんです。本来、人体には実験できるまでには至ってないんですが、あるアメリカの大学病院で、患者の、要するに保護者ですね、おばあさんなんです、患者の方は、その娘さん、子どもら全員、旦那さんに懇願されまして、一応裁判所にはお届けしたらしいんですが、健康な、アメラグの、元気な、何があるかわからないので、RHプラスマイナスと血液型は合わせたいんですが、元気な運動部の大学生の腸内細菌を移植しました。5日で元気になっちゃったんです。原因不明で、このままで置いたら死亡するだろうと。段階的に。もし助かるのであればということで、あるニュースで聞いて、その話を懇願したらしくて元気になりました。1年近く前の話なんです、元気です。だからある面、病気に対する治療方法が変わるのではないかといわれているんです、今。どうしても今までは悪い部分を取ってしまえばいい。そういう治療法でした。これは今から話すことに対しての導入の話をしたわけです。

そこで、我々が毎日口にしております水道水は、塩素殺菌以外に日本の狭い国土の中で最終的に人の口に入れる前の段階で塩素殺菌をしておりますね。この塩素が昔の我々の子どもの時代でしたらば体外に出せるらしい。体外に。それだけの健康体。ところが、今の子どもたちはそれを出す力がないらしいです。それは食生活が余りにも変わっちゃったわけですね。その腸内細菌の栄養というのは水溶性の食物繊維だそうです。代表的なもので言えばゴボウ類、あと根菜、ニンニク、タマネギ、そういう根菜類の中に多く食物繊維が含まれているそうであります。だから食物繊維が、毎日私たちの子どものころは250グラムとか300グラムとか食物取っていました。うちへ帰っても、おやつにあるのはサツマイモが

煮たやつとか、ジャガイモが煮たやつとか、サトイモが煮たやつしかなかったわけですから。

今はそういう食生活とまるっきり変わってしまったので、それで教育関係者に大事にしたいのは、子どもたちに生の水道水をなるべく飲ませないような努力をしてもらいたい。そうかといって水を買って飲ませるといことは大変なことですが、水道水も大きな鍋に入れて5分間沸騰させると残留塩素が99.8%ぐらい飛ぶそうです。プラスこし紙でコーヒーなんかを入れますよね。あのこし紙でこすと、大体99.9%の塩素が取れるそうですので、もしできれば、腸内細菌を元気にさせるためにそのような指導をしていただければと思います。

あとは食事の問題ですよね。認定こども園になって給食を出すようになった。あとは小中学校でお弁当を出しております。だからそういう面について、どの程度の子どもたちの食に対する安全の問題についての認識を現状の状況で結構ですので、お答え願いたいと思います。

○議長（藤枝 浩君） 教育長今泉 寛君。

〔教育長 今泉 寛君登壇〕

○教育長（今泉 寛君） 水についてのご質問ですけれども、笠間市の飲料水については安全であると認識しております。飲料水の水質基準につきましては、世界保健機構WHOで、生涯にわたってその水を飲み続けていても人の健康に影響が生じない濃度ということでガイドラインを作成しております。残留塩素についても同様にガイドラインが決まっております。WHOでは1リットル当たり5ミリグラムというガイドラインが出ているところでございます。

日本の水道法では基準が1リットル当たり0.1ミリグラムとされておまして、さらに管理目標を1リットル当たり1ミリグラム以下とより厳しく設定しております。

笠間市の水道水につきましても、毎日8カ所で測定しております。その平均値は1リットル当たり0.5ミリグラムという状況でありますので、健康に影響を及ぼすことはないかと認識しております。従って、子どもたちに水道水を飲むなど、そのような指導はいたしません。これからも学校の水道は安全であるということで伝えていきたいと思っております。

それから食についての安全ですが、学校はご存じのように学校給食として提供されておりますけれども、これにつきましても週1回放射線の測定を続けております。これも安全に、全然出ておりません。また、食についても、栄養教諭、栄養士等を中心に、安全基準をしっかりと定めて守っておりますので、これも安全に提供できていると思っております。以上でございます。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 今教育長の方からマニュアルに沿ったお答えはいただいたわけでございます。厚生省でも、恐らく自治体でも、塩素殺菌している水道水が飲んだら危険

なんだよと。なるべく飲まないでよということは、これは禁句で言えないと思います。ただ、現実には、事例を踏まえた中で恐らく教育長は買った水を飲んで、水道の水は生で恐らく飲まないような気がします。山口市長も同じだと思いますね。ただ、校長の立場で出しているものを危険だから飲むなということでは言えないと思います。

それ以上の発言は求めませんが、一つお願いしたいことは、従来の栄養士が、要するに献立をつくりませんが、この従来の考え方で子どもたちの給食をよしとする考え方はやめていただきたい。常に新しい情報をとりながら、献立のメニューや食物繊維が不足するということであれば食物繊維が十分に取れる、要するに、魚のDHAが不足するということであれば、DHAを料理の仕方でも魚も大分子でも子どもたちが取れる形になろうかと。ですからそういうふうには、こうだから大丈夫ということじゃなくて、常に大事な笠間市の子どもたちの安心安全を健康な管理をしていけるように、要するに油断なく常に研究を重ねていくという努力を怠らないようお願いいたします、この質問は終わります。

次に移ります。

3番入札制度についてです。これは担当部長並びに副市長にお尋ねいたします。

昨年6月に、国の品確法の成立に伴う当市の入札制度のあり方について、質問いたしました。当初、合併前、80社の業者が20社ほど休業したり、倒産したりした状況の中で、今後どうしていくんだというような質問をしたと思います。その中での答えは、今現在試行中であると。試行中。試している状況であるので、今後の改革というか、改良というんですかね、そういうことはあり得ることですよというようなお答えをいただきました。一つ一つお答えを願っていると時間がなくなっちゃうんで、一問一答式ではありますが、ある程度一問に対してまとめた質問をしますので、まとめたお答えをいただきたいと思えます。

まず、現行の基準ですね。現行の基準。今正直申しまして、私が言うんではないですよ、私が言うんではないですが、一般的な話を聞きますと、くそもみそも一緒に参加できるような入札制度が今現在の笠間市のあり方だと。監理、施工し、例えば建築の場合、1級建築士がいないと1億以上の建物の監理はできない。また、県でいいますと3,000万以上で特殊なものについては、土木工事であっても1級土木管理施工士がいなければだめだという約款がありますが、当市の場合は毎年やっております県の経営審査というのがあるんですが、経営審査で560点とか600点、これはお父さん、お母さんでやっていて、ある程度1,000万ぐらいのお金があつて、息子が資格を持っていれば取れる点数ですね。年間5,000万から6,000万ぐらいの仕事をやれば。それと、例えば1級の技術者が10名近くいて、毎月の人件費の固定費が500万、600万払わなければならないという会社が同列の形の中で入札をされているという、これは競争すればどっちが勝てるかといいますと、固定費が少ない方が完全に勝ちなんです。固定費をたくさん払わなければならないということは、我が市の住民を、また子どもたちを多く抱えているという意味ですからね。父ちゃん、母ちゃんの3

人の会社はせいぜい従業員が四、五人ですから、影響範囲というのは20名ぐらいですよ。固定費が5,000万、1,000万払わなくちゃならないという会社は、従業員の数が20名、30名掛ける3で大変な人数。ほとんどが笠間市内です。だからそういう面で、私はそういう面に対しての入札制度の改善を試行中であるのに対して、どのように時期が1年たったわけの中で品確法の取り扱いをどのように受けとめているのか、どのように改善したのか、これからはどういう方向でやっていくんだという3点に対して、三つの視点に対して、部長並びに副市長の答弁をお聞きします。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 総務部長塩畑正志君。

○総務部長（塩畑正志君） 大貫議員のご質問にお答えいたします。

建設工事の適正な施工及び品質の確保とその担い手の確保を目的といたしまして、平成26年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律、いわゆる品確法が改正されたわけでございますけれども、笠間市の対応といたしましては、平成27年4月1日から随意契約を除く全ての工事において入札書とあわせて内訳書提出を求めることといたしました。

これまで市では、一般競争では入札時に内訳書の提出を求めておりませんでしたけれども、法律で義務づけられたために指名競争入札でも内訳書の提出を求めることとしたものでございます。

このほか、若手や女性技術者の登用を推進するために平成27年6月からの入札参加資格審査基準に加算措置を追加しております。また、品確法で求めております歩切りの根絶、低入札価格調査制度、最低制限価格の活用につきましては、法改正以前から実施しているところでございます。

それで27年1月に策定いたしました発注関係の事務の運用に関する指針を参考といたしまして、笠間市としては、競争性、透明性、公平性、さらには品質の確保を原則といたしまして、市内業者の受注機会の確保に配慮しながら、適正な入札を実施してまいりたいと考えております。また、技能や技術の継承が行われず、将来的な高品質の低下の対策といたしまして、若手や女性の技術者の登用についても対策を講じてまいりたいと考えております。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） セオリーどおりのお答えでございます。ただ、私は細かいことをグチグチ、グチグチ質問するつもりもありません。要は、市長さん初め、副市長初め、部長さんたちが将来を考えた中で、いかに市内の建設業者の育成を図っていくかということなんです。育成を図っていくか。現実的に市が潤うということは、要はだれが考えても、市の税金で発注するものはなるべく市内の業者が落札して、そのお金を市内に住んでいる家族や従業員やそういう人に還元すると。

塩畑部長を初め、皆さん一生懸命いろいろな角度で研究なされたり、勉強なされたりしてやっていることだとは思いますが、現実には、安倍政権になって去年の6月、いきなり安

倍さんが消費拡大または待遇改善、震災に対して建設業者の方々にお世話になったということで、一般労務費をいきなり2割近く国の設計単価を上げたんですね。それまでの一般労務者の1日8時間当たりの日当の計算ですね、計算は1万2,800円から1万3,100円だったんです。それは北海道から沖縄まで、季節や労働条件いろいろ違いますからそのぐらいの差は出るわけです。それをいきなり1万6,100円に、要するに、建設省に通達して1万6,100円にしろと。それで事業者には、結局1割、2割上げて払うように指導しろと。県を通して、市にもとということで結局上げたんです。その金額を。

しかし、実際は水戸市の業者の方の関係の労務者は幾らか上がりました。しかし、現実には笠間市内の土木業者の単価というか、300円か500円ぐらいしか上がってないんですね。平均。聞いてみると。実際。それは平均落札率が75%から85%ぐらいの間で多くの入札がなされているということなんです。結局、談合をしやすくしろということはお願ひできないわけなんです、結局は公正取引委員会が申しています談合罪というのは、例えばツルの一声、市長がこれに取らせろ、副市長がこれに取らせろというようなのが官製談合ですね。あとは暴力団が、だれだれにやらせろ。先ほど西山議員の質問にありました威力という問題ですね。これはだめですよと。

しかし、業者同士が自由な形の中で何も制限されない中で、結局、お互いが特定の話し合いがなく、譲り合うことについては、これは談合罪は適用にならないわけであります。ですから、その辺の認識の中で、なるべく過度な競争を進めるような入札形式を何とか自由意志の中でお互いが和気あいあいであるような形をとれないかどうか、精査研究を進めていただくことによって、笠間市の執行部の点数も上がるわけです。で、一般労務者の給料も上げていただく。そういう指導的な立場に行政側はあるわけですから、昔で言えばお代官様と子どもの違いが、今表現が適正かどうかはともかくとして、執行側、お役所側というのはあくまでも一般住民からすれば親の立場なんですね。これをやってはいけません、こうしてください、ああしてください、税金はこれだけ払ってください。訳のわからない人は言われるままにやっているわけですから、現実一般住民の方は。そういう親心を持った形の中で行政運営をやっていただければと思います。お答えは結構です。要望にしておきますので。変わっていなければ、また質問いたします。またの機会に。

あと一つ、JV方式の導入を何とかしていただけないかと。これはお答えをいただきますよ。要するに、JV方式を導入していただかないと笠間市内の業者の育成ができない。執行側は嫌がるんですよ。一つの工事を発注するのに二つの責任者ができるわけです。何かあったときにどっちが責任をとるんだ、こっちが倒産したときどうなんだといいますが、今そういうことを心配する状況はありません。全て工事完成保証人が撤廃になった後に、東日本保証協会が工事ができ上がらなかった場合の補償金を請負業者から取って補償しますよという制度で、東日本保証協会の契約書がなければ、受注した相手方との本契約が成立しないという状況です。

というのは、ありとあらゆる工事が、実績が条件に入ってくるんですよ。実績が。だから水戸市でも茨城県でも J V 方式を導入して、J V 方式を導入するということは、要するに業者の育成を図っているということなんですね。20%以上の J V に参加すれば、その工事をやったこととして次の受注の成約が取れるわけなんです。

今の状況だと、恐らく公共事業で 3 億以上の工事が受注できる業者が当笠間市で一社もなくなっちゃうでしょう。恐らく。民間工事はともかくとして。今社会福祉法人やそういう非営利法人の入札に関しても、大体県や国の基準に合った形で一般競争入札をされる形になってきております。だからそういうのにも参加資格が得られない。ですから、そういう中であって、子どもに入ったからといって利益なんかもらえないんですよ。現実には。行った職員の給料ぐらいで終わりなんです。しかし、そうすることによって、親の所長さんがやっているのを見たり、現場の流れや指導やそういうものを受けながら、一つのものができ上がるような、要するに職員の教育には十二分になるし、また、その成果を公共の自治体も認めるという形です。ですから責任問題がどうのこうのというのは旧態依然の考え方であって、今責任問題については、瑕疵行為についても、何についても法律で定まっておりますので、できれば町内業者の育成を何とかお願いできればと思います。そのことについてはお答えを部長並びに副市長にお願いいたします。議長、取り計らいをお願いします。

○議長（藤枝 浩君） 副市長久須美君。

〔副市長 久須美 忍君登壇〕

○副市長（久須美 忍君） ただいま J V 方式の導入についてのご質問をいただきました。

J V のデメリットについては大貫議員が先ほどおっしゃったとおりのようなことがいわれて、確かに業者の育成という意味で、J V 方式というものは一定のメリットというのがあるものということは私も認識しています。

また、国の方も、例えば建設工事、土木工事に限らず、例えば今中山間地域で、雪国の方でなかなか J V を組まないとか除雪ができないとか、河川とか道路の維持管理ができないということで、そういった地域の特性を踏まえて J V 方式の取り扱いという通知なども出ていることは承知しております。

ただ、一番、J V 方式を採用するときの課題というのは、競争性の確保という点が一番大きな課題かと思っております。例えば、J V 企業の場合、A B C D ランクづけによって親会社が決まってくるわけなのでございますが、例えば笠間市で、じゃあ、親となれる A B ランクづけの企業がどの程度の数あるかということで見てみますと、例えば道路工事については A ランクはございません。B ランクは 9 社のみ。また、建築工事については A ランクはございません。B ランクは 4 社のみ。そういった限られた数の中で J V 方式を導入するといったことになってくると、まず一つとして競争性の確保、また、そのランクづけが下位の事業主、企業にとっては構成員についてもなかなか参加できないということで、

そういった受注機会が逆に減ってくるといったことが地元企業の受注機会の減少につながってくるといったデメリットもあります。こういった契約方式、入札方式をとるかというのは、先ほど品確法という話が出ていましたが、今品確法で求められるのは多様な入札方式の検討ということなので、そういったことも含めて、こういった方式がメリットがあり、デメリットがあるかというのを検討していきます。

○17番（大貫千尋君） 答弁中ではありますが、時間がなくなりました。議長。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君。

○17番（大貫千尋君） 予想されたとおりのお答えでございます。現実には、建築業者の県のランクのAランクの業者は笠間市で4社おります。この4社の方々を育成していかないと、二、三億以上の当市内における公共事業の建築工事の受注はできないと。だから要は、市が市内の業者を育てる気があるのかなのかということになってしまいます。

私は、いろいろな角度から、いろいろなお答え、考え方があろうかと思いますが、親の気持ちになって、子どもを育てる気持ちになっていただけるよう要望をいたしまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（藤枝 浩君） 大貫千尋君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（藤枝 浩君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

次の本会議は15日午前10時から開催いたしますので、時間厳守の上ご参集願います。

なお、本会議終了後、2時15分から会派代表者会議を開催いたしますので、関係委員は第1会議室にご参集願います。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労さまでした。

午後1時59分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 藤 枝 浩

署 名 議 員 菅 井 信

署 名 議 員 畑 岡 洋 二